

「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書骨子案」 に対する意見募集について

平成21年10月19日
厚生労働省医政局
総務課医療安全推進室

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室では、平成21年10月19日（木）より「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書骨子案」について、国民の皆様からのご意見を募集します。

1 背景等

平成17年6月の医療安全対策検討会議において、処方せんについて、医療安全の観点から、記載方法、記載項目の標準化を含めた処方せんの記載等に関する検討を早急に行うべきであると示された「処方せんの記載方法等に関する意見」が厚生労働省医政局長あてに提出されました。

処方せんの記載方法等は、医師、医療機関の間で統一されておらず、そのことに起因した処方せんの記載ミス、記載漏れ、指示受け間違い等のヒヤリ・ハット事例や医療事故が後を絶たない状況にあります。

厚生労働省では、処方せんの記載方法等について、平成14年度より厚生労働科学研究において調査・検討を実施し、本年5月より「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会」を開催しています。当検討会では、医療安全の観点から、内服薬処方せんの記載方法に係る課題やその標準化など、今後の処方せんの記載方法の在り方について、幅広く検討を行ってきており、本年11月に「内服薬処方せん記載方法の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめる予定です。

つきましては、「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書骨子案」について広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領にてご意見の募集をいたします。

2 意見募集対象

- 内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書骨子案

3 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] における掲載

(<http://www.e-gov.go.jp>)

(2) 窓口での閲覧・配布

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

(東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館8階)

4 意見の提出方法等

個人のご意見の場合は【様式1】、法人・団体のご意見の場合は【様式2】の意見書に氏名（法人・団体の場合は、法人名及び代表名）、連絡先（住所・電話番号・電子メールアドレス等）などの項目を必ず明記の上、ご意見を日本語でご記入いただいたものを、以下の（1）から（3）のいずれかの方法により提出してください。なお、所定様式以外の用紙で提出する場合は、以下の（4）に留意してください。

また、ご意見の提出に当たっては、次の①から④について、あらかじめご了承ください

- ① 意見書の提出者が不明な場合やご意見が記載されていない場合は、ご意見を無効扱いさせていただきますことがありますので、ご注意ください。
- ② いただいたご意見は公表させていただきます。その場合の取扱いは、以下の6をご参照ください。
- ③ いただいたご意見に対し個別の回答はいたしかねます。
- ④ 電話による意見の受付はいたしかねます。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：「shohousen」に続けて「@mhlw.go.jp」とする。
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 あて

※ 送信する電子メールの件名は「処方せん検討会骨子案に対する意見」としてください。

※ ご意見の提出は、【様式1】又は【様式2】の電子ファイルをメールに添付して提出してください。（ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフトWordファイル（2003若しくはそれ以前のバージョン）、ジャストシステム社一太郎ファイル又はPDFファイルのいずれでも構いません。）

※ 容量が5MBを超える場合は、ファイルを分割する等した上で提出してください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 あて

※ 封筒に『「処方せん検討会骨子案に対する意見」在中』と記載してください。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-3501-2048
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 あて

※ 件名は「処方せん検討会骨子案に対する意見」としていただき、照会先窓口(03-5253-1111(内線：2580、2579))に電話連絡後、送信してください。

(4) ご意見を所定様式以外の用紙で提出する場合の留意事項

- 用紙は日本工業規格A列4番とし、ページ番号を記載してください。
- 氏名(法人・団体の場合は、法人名及び代表者名)、連絡先(住所・電話番号・電子メールアドレス等)を必ずご記入ください。

<個人のご意見の場合>

- 氏名、所属、意見本文のそれぞれについて、公表の可否を必ずご記入ください。
- **【様式1】(個人用)の4～8の項目について、必ずご記入ください。**

<法人・団体のご意見の場合>

- 法人・団体名、代表者名、意見本文のそれぞれについて、公表の可否を必ずご記入ください。

5 意見提出期限

平成21年11月17日(火)まで(郵送の場合は必着)とさせていただきます。

6 提出いただいたご意見を公表する場合の取扱い

提出いただいたご意見については、公表させていただくことがございます。その場合の取扱いについては、以下のとおりといたします。

(1) 個人又は法人・団体に限らず、**連絡先**（住所、電話番号、電子メールアドレスなど）については、**非公表**といたします。

※ 連絡先につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、意見募集に関する業務にのみ使用させていただきます。

(3) **意見本文中に記載された第三者の個人名**（出典元等が明確な文献等の引用を除く。）については、**原則非公表**となりますので、ご意見記載の際にご配慮ください。

(4) 意見本文中に記載された**法人・団体名、医療機関名**については、**原則公表**いたします。

(5) **法人・団体としての意見であることの意味が確認できないもの**については、**個人のご意見として公表**いたします。

(6) **公表の可否が確認できないご意見を公表する場合の取扱い**については、次のとおりいたします。

<個人のご意見の場合>

ア **氏名、所属、背景**（年齢、職業、医事紛争の経験）、**意見本文**について、**公表の意思が確認できない項目は、非公表**といたします。

<法人・団体のご意見の場合>

イ **法人・団体名、代表者氏名、意見本文**について、**非公表の意思が確認できない項目は、公表**いたします。

【照会先窓口】

厚生労働省 医政局 総務課 医療安全推進室

TEL : 03-5253-1111（代表）（内線 : 2580、2579）

FAX : 03-3501-2048